



発行 新潟県

**第 21 号**

令和6年3月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 296 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
- 297 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の廃止届（福祉保健総務課）
- 298 知事指定薬物の指定の失効（感染症対策・薬務課）
- 299 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止（障害福祉課）
- 300 家畜検査の実施（畜産課）
- 301 家畜注射の実施（畜産課）
- 302 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 303 換地処分（農地整備課）
- 304 公共測量の終了通知（監理課）
- 305 公共測量の終了通知（監理課）
- 306 都市計画の変更（都市政策課）
- 307 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 308 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 309 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 310 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 311 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 312 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 313 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 314 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 315 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 316 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

- 新潟県スポーツ賞の表彰（スポーツ課）
- 公聴会の開催の中止（下水道課）

病院局公告

- 公募型プロポーザルの実施（病院局経営企画課）

収用委員会告示

- 1 新潟県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正（収用委員会）

正 誤

- 令和6年1月9日付け新潟県告示第15号（港湾整備課）



◎新潟県告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

氏名	住所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	指定年月日
茂野 浩祥	茂野接骨院 柏崎市上田尻1001-3	令和6年1月9日
五十嵐 賢斗	見附市本所1-15-45	令和6年1月18日

◎新潟県告示第297号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

氏名	住所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	廃止年月日
茂野 恵智郎	茂野接骨院 柏崎市上田尻1001-3	令和5年12月31日

◎新潟県告示第298号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：MiPLA、MIPLA、N-Methyl-N-isopropyl lysergamide）及びその塩類
- (2) 2-[[[4-ブトキシフェニル]メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]-N,N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Butonitazene）及びその塩類
- (3) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン（通称名：N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和6年3月16日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
新潟県厚生農業協同組合連合会三条総合病院	三条市塚野目5丁目1番62号	精神通院医療	令和6年2月29日
さわたり調剤薬局	燕市佐渡187-1	精神通院医療	令和6年3月1日
訪問看護ステーションキャッスル高田	上越市西城町2丁目8番24号	精神通院医療	平成28年1月31日

### ◎新潟県告示第300号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。  
令和6年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

#### 2 実施する区域

県内一円

#### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- (3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

#### 4 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

#### 5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) スクリーニング法
- (3) リアルタイムPCR法

#### 1 実施の目的

牛のピロプラズマ症の発生を予防するため

#### 2 実施する区域

県内一円

#### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧牛
- (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

#### 4 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

#### 5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 血液検査

#### 1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため

#### 2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第1条の規定に基づく届出のあった死亡牛
- 4 実施の期日  
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間
- 5 検査の方法  
エライザ法

- 
- 1 実施の目的  
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
  - 2 実施する区域  
県内一円
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
  - 4 実施の期日  
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
  - 5 検査の方法
    - (1) 臨床検査
    - (2) ラテックス凝集反応法

- 
- 1 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため
  - 2 実施する区域  
県内一円
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群
  - 4 実施の期日  
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
  - 5 検査の方法
    - (1) 肉眼的検査
    - (2) 脱脂乳による試験
    - (3) 細菌学的検査

- 
- 1 実施の目的  
牛のアカバネ病の発生を予察するため
  - 2 実施する区域  
家畜保健衛生所長が指定する区域
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛
  - 4 実施の期日  
令和6年6月1日から令和6年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
  - 5 検査の方法
    - (1) 臨床検査
    - (2) 中和試験

- 
- 1 実施の目的
-

アフリカ豚熱の発生を予察するため

- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし
- 4 実施の期日  
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間
- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) PCR法

- 
- 1 実施の目的  
豚熱の発生を予察するため
  - 2 実施する区域  
県内一円
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし
  - 4 実施の期日  
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間
  - 5 検査の方法
    - (1) 臨床検査
    - (2) PCR法
    - (3) 血液検査

- 
- 1 実施の目的  
家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
  - 2 実施する区域  
県内一円
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める家きん
  - 4 実施の期日  
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
  - 5 検査の方法
    - (1) 臨床検査
    - (2) エライザ法
    - (3) 寒天ゲル内沈降反応法
    - (4) ウイルス分離検査

#### ◎新潟県告示第301号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

令和6年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 実施の目的  
豚熱の発生予防のため
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし
- 4 実施の期日  
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指

定する日

5 注射の方法

皮下又は筋肉内注射法

◎新潟県告示第302号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三条市の三条土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年3月19日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事	三条市鶴田4丁目1番15号	土田 初 (理事長)
〃	〃 井栗1丁目9番5号	布施 政雄
〃	〃 上保内甲78番地	阿部 謙介
〃	〃 塚野目3丁目13番14号	岡田 一行
〃	〃 西中1593番地	神子島 新一
〃	〃 荒町1丁目13番34号	小林 與司隆
〃	〃 金子新田乙705番地	廣川 哲也
〃	〃 柳沢1511番地	渡辺 秀人
〃	〃 月岡1丁目28番16号	高橋 孝利
〃	〃 西大崎3丁目21番7号	馬場 傳策
〃	〃 牛ヶ島1番25号	外山 丈夫
〃	加茂市大字下条甲537番地子	鈴木 敏
〃	〃 大字天神林2351番地1	五十嵐 金一
監事	三条市東鱈田740番地	佐藤 均
〃	〃 下保内3695番地	渡邊 賢司
〃	〃 興野2丁目13番31号	捧 裕一朗

就任年月日 令和6年3月6日

2 退任

理事	三条市鶴田4丁目1番15号	土田 初 (理事長)
〃	〃 上野原547番地1	吉川 博幸
〃	〃 井栗1丁目9番5号	布施 政雄
〃	〃 塚野目5丁目9番52号	元川 次郎
〃	〃 西中1593番地	神子島 新一
〃	〃 上保内丁63番地	渋谷 栄一
〃	〃 荒町1丁目13番34号	小林 與司隆
〃	〃 月岡3丁目2番27号	高橋 優
〃	〃 西大崎3丁目21番7号	馬場 傳策
〃	〃 金子新田甲491番地	神子島 正芳
〃	〃 牛ヶ島1番25号	外山 丈夫
〃	加茂市大字下条甲537番地子	鈴木 敏
〃	〃 大字天神林2351番地1	五十嵐 金一
監事	三条市東鱈田740番地	佐藤 均
〃	〃 興野2丁目13番31号	捧 裕一朗
〃	〃 下保内1980番地	荒井 忍

退任年月日 令和6年3月5日

◎新潟県告示第303号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、新潟市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業 福島地区(全換地区)に係る換地処分をした。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

#### ◎新潟県告示第304号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量及び路線測量）
- 2 作業期間 令和4年6月24日から令和6年1月22日まで
- 3 作業地域 新潟県小千谷市真人町地内

#### ◎新潟県告示第305号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ計測、空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和5年8月3日から令和6年2月28日まで
- 3 作業地域 佐渡市、上越市、糸魚川市、粟島浦村

#### ◎新潟県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年3月19日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 南魚沼都市計画道路
- 2 名称 

3・4・2号	西浦佐駅前線
3・4・3号	芹田北島線
3・6・4号	市野江本町線
3・4・6号	浦佐茗荷沢線
3・4・12号	国道17号浦佐バイパス線
3・6・7号	上島前島線
3・5・9号	本町新町線
3・4・14号	田町線
8・7・1号	浦佐東西線

#### ◎新潟県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
長岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 長岡都市計画下水道事業
  - (2) 名称 長岡市第1号公共下水道
- 3 事業施行期間

昭和35年8月2日から令和13年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

---

#### ◎新潟県告示第308号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
加茂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 加茂都市計画下水道事業
  - (2) 名称 加茂市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和56年2月21日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和56年3月新潟県告示第654号、昭和62年10月新潟県告示第2674号、平成元年5月新潟県告示第1428号、平成4年10月新潟県告示第2635号、平成10年1月新潟県告示第53号、平成16年3月新潟県告示第752号、平成22年3月新潟県告示第564号、平成29年3月新潟県告示第366号の事業地から加茂市大字加茂新田字仲廻の一部を削る。
  - (2) 使用の部分  
昭和56年3月新潟県告示第654号、昭和62年10月新潟県告示第2674号、平成元年5月新潟県告示第1428号、平成4年10月新潟県告示第2635号、平成10年1月新潟県告示第53号、平成16年3月新潟県告示第752号、平成22年3月新潟県告示第564号、平成29年3月新潟県告示第366号の事業地から加茂市大字加茂新田字小潟から幸町1丁目までの区間内を削る。

---

#### ◎新潟県告示第309号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
佐渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 佐渡都市計画下水道事業
  - (2) 名称 佐渡市公共下水道(国府川処理区)
- 3 事業施行期間  
平成2年8月24日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

---

#### ◎新潟県告示第310号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり

認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
佐渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 佐渡都市計画下水道事業
  - (2) 名称 佐渡市公共下水道（両津処理区）
- 3 事業施行期間  
平成8年3月1日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

---

#### ◎新潟県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
佐渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 佐渡都市計画下水道事業
  - (2) 名称 佐渡市特定環境保全公共下水道（相川処理区）
- 3 事業施行期間  
平成6年12月6日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

---

#### ◎新潟県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 長岡都市計画下水道  
名称 見附市公共下水道  
見附市第2公共下水道
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

---

#### ◎新潟県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
見附市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 長岡都市計画下水道事業
  - (2) 名称 見附市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和39年8月11日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和39年建設省告示第2070号、昭和40年建設省告示第3438号、昭和48年新潟県告示第250号、昭和49年新潟県告示第1223号、昭和51年新潟県告示第444号、平成5年新潟県告示第776号、平成10年新潟県告示第744号、平成15年新潟県告示第1584号、平成21年新潟県告示第608号、平成26年新潟県告示第1179号及び平成30年新潟県告示第498号の事業地のうち見附市葛巻2丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
見附市葛巻2丁目を加える。

---

**◎新潟県告示第314号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
見附市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 長岡都市計画下水道事業
  - (2) 名称 見附市第2公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和54年4月6日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和54年新潟県告示第877号、昭和55年新潟県告示第2834号、昭和63年新潟県告示第963号、平成5年新潟県告示第776号、平成10年新潟県告示第744号、平成15年新潟県告示第1584号、平成21年新潟県告示第609号、平成26年新潟県告示第1180号及び平成30年新潟県告示第499号の事業地のうち見附市坂井町1丁目地内、葛巻2丁目並びに月見台1丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
見附市坂井町1丁目を加え、見附市芝野町から今町5丁目までの区間内、今町5丁目から今町4丁目までの区間内、今町7丁目から葛巻2丁目までの区間内、本所2丁目から本所1丁目までの区間内、坂井町1丁目から今町5丁目までの区間内並びに柳橋町から市野坪町までの区間を削る。

---

**◎新潟県告示第315号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
上越市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 上越都市計画下水道事業
  - (2) 名称 上越市公共下水道（上越処理区）
- 3 事業施行期間  
昭和54年12月21日から令和13年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

なし

## (2) 使用の部分

昭和54年新潟県告示第3017号、昭和59年新潟県告示第950号、平成4年新潟県告示第1032号、平成6年新潟県告示第483号、平成7年新潟県告示第517号、平成10年新潟県告示第1165号、平成14年新潟県告示第701号、平成17年新潟県告示第1891号、平成19年新潟県告示第652号、平成21年新潟県告示第686号、平成22年新潟県告示第566号、平成26年新潟県告示第499号、平成29年新潟県告示第364号、平成30年新潟県告示第394号、令和2年新潟県告示第280号、令和3年新潟県告示第1166号の事業地から大字大道福田字曾里山の全部、字中小割の全部及び字西小割の全部並びに大字藤野新田字上長池の一部、字下長池の一部、字屋敷付の一部、字大割の全部、字古屋敷の全部及び字当新田の全部を削る。

## ◎新潟県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

## 1 施行者の名称

村上市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 村上市都市計画下水道事業

(2) 名称 村上市公共下水道（村上処理区）

## 3 事業施行期間

昭和39年8月11日から令和10年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

昭和50年新潟県告示第1180号、昭和54年新潟県告示第2246号、昭和58年新潟県告示第84号、昭和58年新潟県告示第532号、昭和63年新潟県告示第901号、平成元年新潟県告示第988号、平成4年新潟県告示第522号、平成4年新潟県告示第523号、平成4年新潟県告示第557号、平成10年新潟県告示第612号、平成11年新潟県告示第472号、平成13年新潟県告示第102号、平成17年新潟県告示第1034号、平成24年新潟県告示第460号、平成27年新潟県告示第536号及び令和3年新潟県告示第354号の事業地に、村上市泉町を加え、村上市大字村上字中道、大字村上字田端、大字村上字田島、山居町一丁目、山居町二丁目、鍛冶町、小国町、飯野桜ヶ丘、飯野二丁目を削る。

## (2) 使用の部分

変更なし

## 公 告

## 新潟県スポーツ賞の表彰について（公告）

新潟県スポーツ賞規則（平成3年新潟県規則第72号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花角 英世

## 1 被表彰者

氏名	住所地の市区町村等
棚村 克行	柏崎市
稲場 悠介	富山県富山市
新田 一景	柏崎市
古俣 聖	埼玉県川口市
石田 千尋	新潟市東区
小海 遥	東京都世田谷区

## 2 表彰日

令和6年3月7日

**公聴会の開催の中止について（公告）**

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、魚沼都市計画下水道の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和6年3月19日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

## 1 中止となる公聴会の日時

令和6年3月29日（金） 午後7時から

## 2 中止となる公聴会の開催場所

魚沼市小出島910番地

魚沼市役所本庁舎301会議室

**病院局公告****新潟県立中央病院清掃業務委託公募型プロポーザルの実施について（公告）**

新潟県立中央病院清掃業務委託に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和6年3月19日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

## 1 業務の概要

新潟県立中央病院清掃業務委託（以下「本件業務」という。）

## 2 プロポーザルの内容

新潟県立中央病院清掃業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県立中央病院清掃業務委託公募型プロポーザル募集要領（以下「プロポーザル募集要領」という。）に定めるところによる。

## 3 プロポーザル募集要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等

## (1) 交付期間

令和6年3月19日（火）から令和6年4月10日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

## (2) 交付場所

郵便番号943-0192 新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課

電話番号025-522-7711

## (3) 質問書の提出 プロポーザル募集要領による。

## 4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和6年4月15日（月）までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がないこと。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15で定める基準に適合する者であること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号「建築物清掃業」又は第8号「建築物環境衛生総合管理業」に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。
- (8) 300床以上の病床数を有する病院の清掃業務を、令和3年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (9) 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たし、医療関連サービスマークの交付を受けている者であること。

#### 5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

##### (1) 提出書類

プロポーザル募集要領による。

##### (2) 提出期限

令和6年4月10日（水）午後5時15分まで

##### (3) 提出場所 上記3(2)に定める交付場所に同じ。

##### (4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立中央病院清掃業務委託参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限り。）とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

#### 6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

##### (1) 提出書類

プロポーザル募集要領による。

##### (2) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時15分まで

##### (3) 提出場所 上記3(2)に定める交付場所に同じ。

##### (4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立中央病院清掃業務委託提案書等在中」と朱書きしたものに限り。）とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

#### 7 審査等

##### (1) 提出された書類は、新潟県立中央病院清掃業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

##### (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 提案書類に虚偽を記載して提出した者

ウ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者

エ 提案のプレゼンテーション等を行う義務があつたが行わなかった者

オ 審査委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

##### (3) 提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本プロポーザルの実施に係る公告及びプロポーザル募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

##### (4) プレゼンテーション等の実施

提案書について、プレゼンテーション及び実地試験を実施する。（プレゼンテーションにおいては受託責任者となる者の同席が望ましい。）ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーション等を求める者を選定した上で行う。なお、第一次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。

##### (5) 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された提案書、プレゼンテーション等の結果を審査し、最も優れた者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

8 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

- ア 審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務について、契約締結の交渉を行う。
- イ 最優秀提案者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が、上記4の各号のいずれかを満たさなくなった場合は、次点の者と契約交渉を行う。
- ウ 契約締結の交渉にあたっては、必要な書類の追加提出を求めることがある。

(2) 履行期限

令和6年9月1日から令和9年8月31日まで

(3) 契約書の作成 要

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。
- (4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、プロポーザル募集要領により必要書類を提出すること。
- (7) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。

10 Summary

(1) Subject matter of proposal

Cleaning work outsourcing

(2) Deadline for Application

April 10 , 2024 5 : 15 P.M.

(3) Deadline for Proposal Submission

May 10 , 2024 5 : 15 P.M.

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Office : Management Division, Department of Administration,  
Niigata Prefectural Central Hospital

Address : 205 Shinnan-cho, Joetsu City, Niigata  
943-0192 Japan

Tel : 025-522-7711

Fax : 025-521-3720

収用委員会告示

◎新潟県収用委員会告示第1号

新潟県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年3月新潟県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月19日

新潟県収用委員会 会長 砂田 徹也

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p><b>第5条</b> 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該</p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p><b>第5条</b> 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テー</p>

<p><u>電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付</u> (2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>プ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</u> (2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

正 誤

令和6年1月9日付け新潟県告示第15号（公有水面埋立ての竣功認可）中

ページ	行	誤	正
5	19	新潟港西蒲区	新潟港西港区